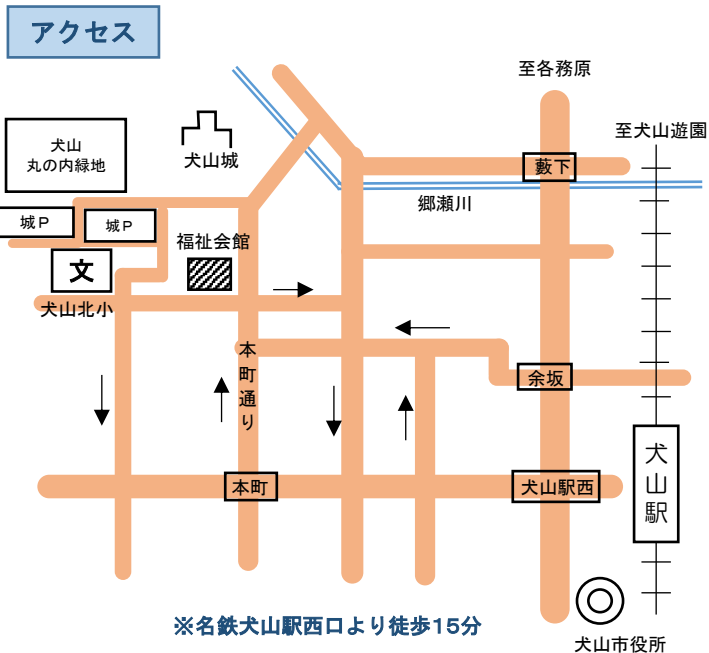


## ご利用にあたって



1. 開館時間は、午前9時から午後9時30分までです。  
使用時には、会場の準備や後始末などに要する時間も含まれます。
2. 休館日は、犬山祭が開催される4月の第1土・日曜日及び12月28日から翌年1月3日までです。
3. 利用申込みの受付は、利用日の3か月前（大・中ホールは7ヶ月前）の初日から行います。  
（市民以外の場合は各2ヶ月・6ヶ月前）  
受付は、午前8時30分から午後5時までの間に1階受付事務所にお越しください。ただし、開催のために長時間の準備等を要する場合は、受付でご相談下さい。
4. 使用料は、利用の1日前までに前納していただきます。  
なお、一度納められた使用料は、規定に定められている場合を除き、お返しできませんのでご了承ください。
5. 使用される方は、建物及び附属施設の管理に責任を持ってください。  
もし、施設等を破損した場合は、実費弁償していただきます。
6. 正当な手続きによらないで、使用目的や内容を変更した場合は、使用許可を取り消します。
7. 使用の権利を転貸したり、他人に譲渡したりすることはできません。
8. 指定場所以外での喫煙や飲食、または火気の使用はしないでください。
9. 騒音を発したり、暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
10. 使用終了後は、全設備を元の状態にして係員に引き継いでください。
11. 許可を受けないで、物品の販売や展示はお断りします。
12. その他会館の使用については、犬山市条例により、係員の指示に従ってください。



※名鉄犬山駅西口より徒歩15分

犬山市役所

福祉会館

## 会館の概要

**所在地** 愛知県犬山市大字犬山字北古券2番地  
☎ (0568) 61-4611

**敷地面積** 3,367.58㎡  
**建築面積** 1,159.20㎡  
**延床面積** 5,500.80㎡  
 （うち、児童館 326.15㎡、長寿館 658.5㎡）  
**構造** 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）  
**高さ** 28.1m  
 （地上5階、地下1階、塔屋1階）  
**駐車台数** 60台（内身障者用2台）

# 犬山市福祉会館

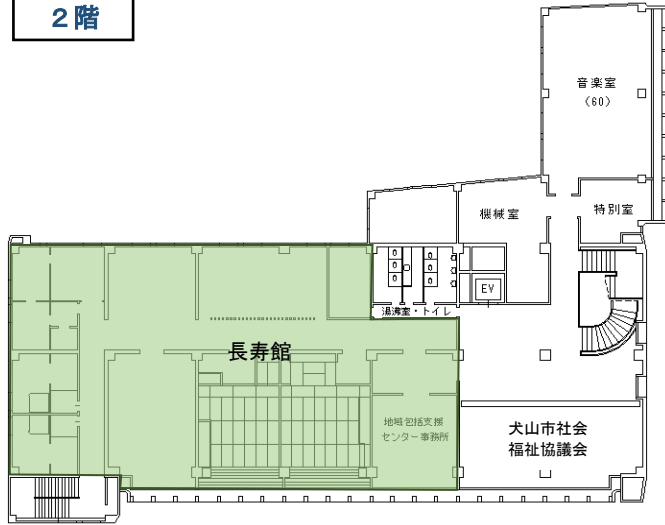
ご 案 内



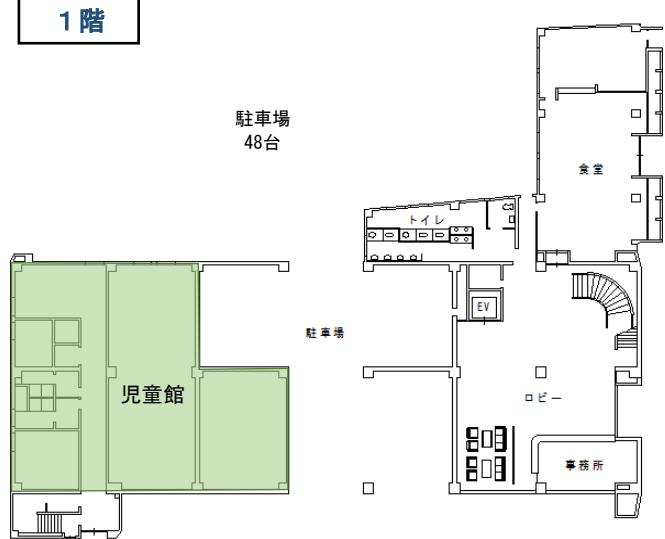
犬 山 市

# 会館平面図

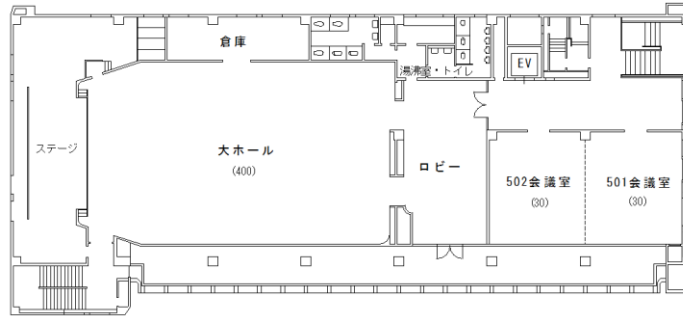
## 2階



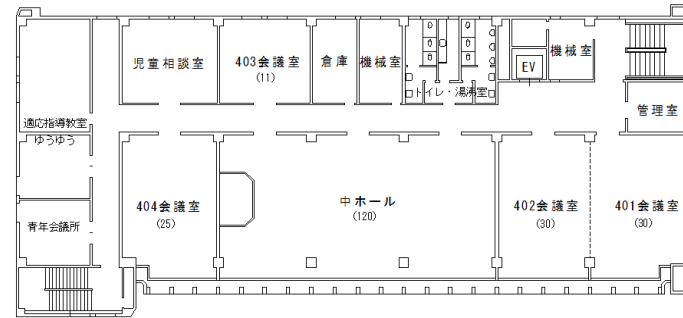
## 1階



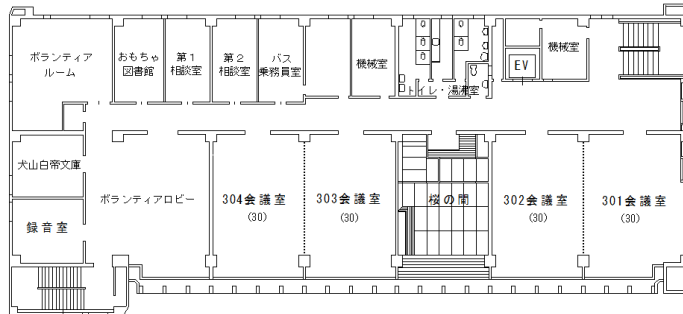
## 5階



## 4階



## 3階



# 会館利用料

区分	室名	使用料 (円)				摘要	
		昼間		夜間	全日		
		午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分		
大会議室	大ホール	6,480 (9,060)	8,080 (10,670)	14,560 (17,150)	25,920 (33,680)	1. 冷暖房実施中は( )内の額とする。	
中会議室	中ホール	1,600 (2,030)	2,360 (2,790)	3,240 (3,660)	6,480 (7,660)		
小会議室	301会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)	冷房 7月～9月 28℃設定	
	302会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
	303会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
	304会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
	401会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
	小会議室	402会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)	暖房 12月～3月
		403会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)	
		404会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)	
		501会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)	
		502会議室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)	
音楽室	音楽室	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
和室	松の間	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
	竹の間	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
	桜の間	850 (1,180)	1,280 (1,500)	1,600 (1,830)	3,240 (3,990)		
ロビー	ロビー	1,600 (2,030)	2,360 (2,790)	3,240 (3,660)	6,480 (7,660)		

- ① 入場料を徴収して利用するとき又は営利目的の場合は、使用料3倍 (市外利用者は5倍)
- ② 時間区分を超えて延長した場合は、1時間ごとに当該区分の1時間相当額 (2時間以内)
- ③ 市外の使用者で①に該当しない場合は2倍
- ④ ①③の倍率は、施設の合計使用料に乘じ、10円未満の端数は切捨て

※現在「301会議室」「松の間」「竹の間」については犬山市長寿館に貸出中

### ○福祉会館放送照明設備等使用料 (単位: 円)

区分	使用料 (円)			
	昼間 午前9時～正午	夜間 正午～午後5時	全日 午後5時～午後9時30分	全日 午前9時～午後9時30分
ピアノ	750	1,080	1,380	3,010
プロジェクター	200	520	630	1,280
放送装置	630	850	1,280	2,460
舞台照明設備	1,600	2,160	2,680	5,700